4　前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。）の提出について準用する。この場合において、第一項中「第百九十四条第一項」とあるのは「第百九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定」と読み替えるものとする。

（給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項）

第二条の三の三　法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　給与所得者の扶養親族申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所

二　扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額

三　その他参考となるべき事項

2　法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する者の氏名及び住所

二　その他参考となるべき事項

（給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等）

第二条の三の四　給与所得者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項の所得税法第百九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

一　給与所得者が給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合　所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

二　所得税法第百九十四条第二項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない給与所得者が給与所得者の扶養親族異動申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合　所得税法第百九十四条第二項の申告書に記載すべき事項

2　法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項に規定する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第七十六条の二第一項各号に掲げる方法とする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の五　所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書（以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の公的年金等支払者（次項において「公的年金等支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2　法第四十五条の三の三第三項及び第三百十七条の三の三第三項の規定によりこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなされた公的年金等受給者の扶養親族申告書は、その提出の際に経由すべき公的年金等支払者が、その提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から起算して七年間保管するものとする。ただし、当該市町村長が公的年金等支払者に対し、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を求めたときは、当該公的年金等支払者は当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出するものとする。

3　法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項）

第二条の三の六　法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所

二　扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額

三　その他参考となるべき事項

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法）

第二条の三の七　法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第四項の規定による電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書に記載すべき事項の同法第百九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

第三条第一項の表㈣及び㈤を削り、同表㈥を同表㈣とし、同表㈦を同表㈤とし、同表㈧を同表㈥とし、同表㈨を同表㈦とする。

第五条第一項の表㈢及び㈣を削り、同表㈤を同表㈢とする。

第十条第一項の表㈦及び㈨を削り、同表㈩を同表㈦とし、同表⑴を同表㈨とする。

第十条の二第一項の表㈣及び㈤を削り、同表㈥を同表㈣とし、同表㈦を同表㈤とし、同表㈧を同表㈥とする。

附則第七条の二中第十三項を第二項とする。